

■ 医療安全に関する基本方針

第1条 基本的な考え方

高度化・複雑化する医療環境の中で、国際医療福祉大学成田病院(以下病院という。)における安全体制を確立するために組織的な取り組みが必要である。患者に安全・確実な医療を提供するため、次のとおり基本方針を定め、医療安全管理体制を確立する。また、医療事故を未然に防ぎ、安全文化の醸成を図ると共に質の高い医療を提供できるよう、医療事故防止のための体制を強化する。

第2条 病院長の責務

病院長は、自ら医療安全管理体制を確保するとともに、医療安全を担当する副病院長に、必要な権限を委譲しその活動を推進することで、病院内の安全管理に努める。

第3条 医療安全に関する組織と取り組み

医療安全を担当する医療安全管理責任者である副病院長は、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者を統括し、診療情報管理責任者、医療放射線安全管理責任者等と連携し協力する。

病院における医療安全対策は、医療安全管理部が中心となり、病院全体、チームで取り組む。

医療安全に関する各委員会を運営する。

第4条 医療安全管理のための職員研修

安全な医療の提供のため、年2回程度の研修・教育の企画と運営を行い、医療の質向上に努める。また、必要時応じて、臨時の研修を行う。

第5条 医療上の事故等の報告

医療上の事故及びインシデントに関する情報は、「国際医療福祉大学成田病院インシデントの分類・報告に関する規程」及び「医療事故発生時の対応マニュアル」に従い、迅速に報告する。その際は患者のプライバシーに十分配慮する。

第6条 医療事故等が発生した場合の対応

医療事故等が発生した場合は、報告体制に従い迅速に対応する。

患者・家族へは誠意をもって対応し、医療事故が発生した経緯等の事実を正確に伝え、説明責任を果たす。

医療事故及びインシデントの把握・分析・改善・評価については、医療安全管理部が行い、必要に応じて事例検討委員会において検討する。

医療事故及びインシデントに関する情報のうち重要なものは、病院の職員へ還元し共有する。また、必要に応じてその情報を公表し、医療界全体の医療事故防止に貢献する。

第7条 患者等への当該基本方針の閲覧

本基本方針は、患者等が自由に閲覧することができるよう、公開する。

第8条 患者からの相談の対応

医療安全管理者は、患者相談の担当部署と連携を図り、患者・家族等の経済的、心理的および社会的相談の対応、その他意見・要望の受け入れ等、病院機能の改善に努める。

第9条 その他医療安全推進への対応

各部門や安全に係る各種委員会等と連携し、組織的に安全管理に留意する。特に高難度新規医療技術を用いた医療や既承認医薬品の適応外使用、未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合は、ガイドライン等を参考に実施する。

第10条 その他

本基本方針は、医療安全管理委員会において、見直しを行う。

令和5年7月1日